別添２

入口等	料金の額	
	普通車	大型車
本町（上野方向へ進行する入口に限る。）	476.19円	952.38円
永福（高井戸方向へ進行する入口に限る。）		
八潮南（八潮方向へ進行する入口に限る。）		
新郷（安行方向へ進行する入口に限る。）		
阪東橋		
杉田（幸浦方向へ進行する入口に限る。）		
新都心西（新都心方向へ進行する入口に限る。）		
新都心（さいたま見沼方向へ進行する入口に限る。）		
池尻	571.42円	1,142.84円
外苑（代々木方向へ進行する入口に限る。）		
初台		
錦糸町（小松川方向へ進行する入口に限る。）		
葛西（浦安方向へ進行する入口に限る。）		
浦安（千鳥町方向へ進行する入口に限る。）		
鹿浜橋（加賀方向へ進行する入口に限る。）		
足立入谷		
三溪園		
浦和北		
扇大橋（鹿浜橋方向へ進行する入口に限る。）	666.66円	1,333.32円
戸田		
美女木ジャンクション（高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線を通行し浦和南方向へ進行する利用に限る。）		

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第34号

中日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」(以下､「料金公告」という。)の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成23年12月28日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　金子　剛一

「料金公告」の変更

・「１．⑶　⑱　ハ」中「中日本高速道路株式会社が別に定める日から」を「平成24年１月１日から」に改める。

・２．⑶４）を以下のとおりとする。

４）一般国道158号（安房峠道路）

①　マイレージ割引

イ　割引をする自動車

ＥＴＣクレジットカード又はＥＴＣパーソナルカード（中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための中日本高速道路株式会社への登録がなされている場合に限る。)を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。)。

ロ　割引率

⑴　ポイントの付与

料金の額100円毎に１ポイントを付与するものとする。

⑵　ポイントによる割引

中日本高速道路株式会社が別に定める期間内にカード毎に付与されたポイントの累計数（別に定めるところにより他の会社等が一のカードに付与したポイントと合算して計算する。)に応じて、次表に掲げる額を還元する。

ポイントの累計数	還元額
100ポイント	200円
200ポイント	500円
600ポイント	2,500円
1,000ポイント	8,000円

⑶　弾力的なポイントの付与及び割引

⑴及び⑵に定めるほか、貸付料の支払いに支障のない範囲内で、弾力的にポイントを付与し又はポイントによる割引を変更する場合には、事前に当社から国土交通省に届け出るものとする。

ハ　適用する期間

平成24年１月１日から適用する。

②　ＥＴＣ前納割引

イ　割引をする自動車

ＥＴＣクレジットカード（中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、車載器とともに本割引の適用を受けるための登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。)を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。

ロ　割引率

割引率は14パーセント以下とする。

ハ　適用する期間

平成24年１月１日から適用する。